

東京情報大学車両通学要領

(目的)

第1条 学生の車両による通学は許可制とし、この要領で必要な事項を定める。

(許可の条件)

第2条 車両通学を希望する者は、以下の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 使用する車両は、本人または家族名義の自動車及び二輪車（原動機付自転車及び自動二輪車をいう。）であること。
- (2) 学生部長の指定する期間内に、別表第1に定める書類を提出すること。

(講習会の受講)

第3条 前条の許可を願い出る者及び従前の許可者は、学生部長から命ぜられた場合、安全運転に関わる講習会を受講しなければならない。

(許可証の交付及び有効期間)

第4条 学生部長により適格と認められた者は、以下の許可証の交付を受けることができる。

自動車 許可カード

二輪車 許可シール

- 2 許可証の有効期間は、原則として発行日から翌年度の5月末日までとする。ただし、卒業年次生については当年度の3月末日とする。

(許可証の取扱い)

第5条 交付を受けた許可証は次の方法で明示しなければならない。

許可カード 車外から内容を確認できるよう、運転席前部のフロントガラス内に置くこと。

許可シール 二輪車またはヘルメットの左手側の確認しやすい位置に貼付しておくこと。

- 2 許可証を紛失、破損または汚損した場合は、速やかに学生教務課に届け出て、所定の再発行の手続きを行わなければならない。
- 3 許可証を必要としなくなった場合は、速やかに学生教務課へ返却しなければならない。

(申請手数料)

第6条 許可申請及び許可証の再発行申請に関わる手数料は、別表第2に定める金額とする。

(車両の変更)

第7条 許可を受けた車両を変更する場合は、あらかじめ学生教務課に届け出て、所定の手続きをしなければならない。

(開場時間)

第8条 駐車（輪）場の開場時間は午前8時から午後9時までとする。ただし、やむを得ない事情により、あらかじめ学生教務課に届け出た場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第9条 構内の走行速度は時速20km以内とし、標識はもとより、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員（警備員を含む）から求められた場合は、直ちに許可証を明示すること。
- (2) 許可証を他人に貸与したり、譲渡したりしないこと。
- (3) 駐車（輪）場に整然と駐車（輪）すること。
- (4) 駐車場内は時計廻りで徐行するものとし、無用な走行・騒音を慎むこと。
- (5) 車両を他人に貸与または運転させないこと。

(許可の停止または取消)

第10条 前条の遵守事項及び本要領の趣旨に反した者に対しては、許可の停止または取消を行うことがある。

(懲戒)

第11条 第9条の遵守事項及び本要領の趣旨に反し、構内において人身事故または物損事故をひき起こした者に対し、その事故原因が極めて悪質な行為であると認められる場合は、学則に基づき懲戒する。

(事故等の取扱い)

第12条 通学途中或いは構内において事故等が発生した場合は、速やかに学生教務課または警備員室に届け出なければならない。ただし、事故等については当事者間で処理するも

のとし、大学は一切その責任を負わない。

(臨時許可)

第13条 本人の申請により、学生部長がやむを得ないと判断した場合、期間を限定し臨時許可証を交付する。

2 臨時許可証の交付を受けた者は、第2条による許可者同様この要領の各条項を遵守しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成2年4月1日施行の東京情報大学学生の自動車及び二輪車による学内入構並びに駐車場使用要綱は廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1：許可申請書類

	原動機付自転車	自動二輪車	自動車
申請書（許可申請／二輪車）	○	○	
申請書（許可申請／自動車）			○
誓約書	○	○	○
正保証人承諾書	○	○	○
学生証（写）	○	○	○
運転免許証（写）	○	○	○
原動機付自転車標識交付証明書（写）	○		
軽自動車届出済証（写）		○	
自動車検査証（写）			○
自動車損害賠償責任保険証明書（写）	○		
自動車保険証券（写）		○	○

○：必要書類

別表第2：申請手数料

	手数料
申請書（許可申請／二輪車）	1,000円
申請書（許可申請／自動車）	2,000円
申請書（許可証再発行／二輪車）	500円
申請書（許可証再発行／自動車）	1,000円